



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 正 誤
- 令和5年3月31日付け公報号外第9号中訂正…………… 2

告 示

沖縄県告示第333号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

令和5年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

指定区域	埋立地の区分
うるま市字栄野比安城原1211番1の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号の埋立地

沖縄県告示第334号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 兼箇段土地改良区
- 2 認可年月日 令和5年8月28日

沖縄県告示第335号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和5年9月15日から同月29日まで今帰仁漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

令和5年9月15日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 今帰仁村字古宇利237番地 伊差川亮、今帰仁村字運天38番地 玉城啓時

- 2 加入区 今帰仁加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 今帰仁漁業協同組合

正 誤

令和5年3月31日付け公報号外第9号登載の「沖縄県教育庁事務決裁規程及び教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令（沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から3	第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号	第19号を第20号とし、第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第10号
6	上から5	(13)	(11)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---------------------------------------------	--------------------------------------------------------------